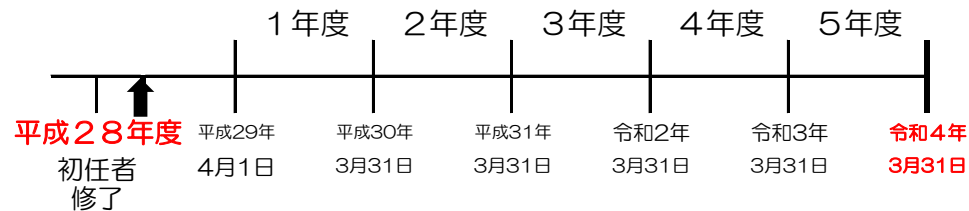


相談支援従事者現任研修について（令和3年版）

相談支援専門員の資格は、初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、**5年度ごとの年度末までに現任研修を1回以上修了する必要があります。**

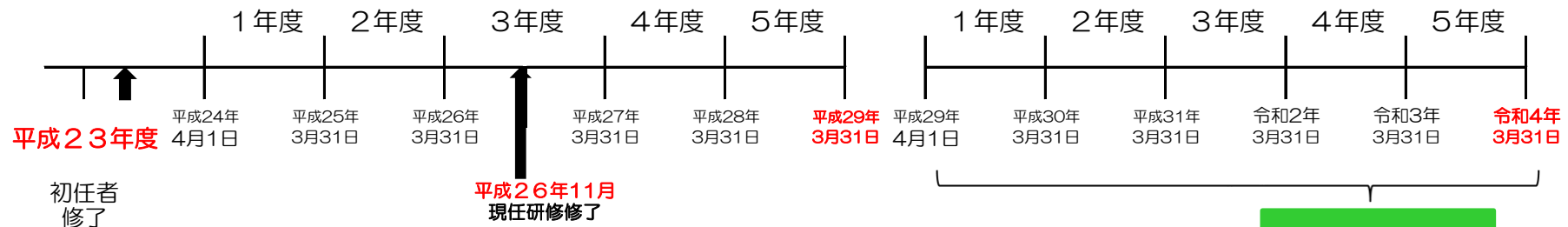
このため、平成28年度に初任者研修を修了した者については、令和3年度末（2022/3/31）までに現任研修を修了しないと**相談支援専門員の資格が失効**しますので御注意ください（この場合、改めて“初任者”研修を修了しなければ、相談支援専門員になることができません。）。

1 相談支援従事者“初任者”研修のみ修了している場合



令和4年3月31日までに“現任”研修を修了しなければ、相談支援専門員の資格を喪失

2 “初任者”研修修了後、5年度以内に“現任”研修を修了している場合



2017（H29）4.1～2022（R4）3.31の間に、“現任”研修を修了すれば相談支援専門員の資格を更新できる。

※ 更新の起算点は初任者研修修了の翌年度からであり「現任研修修了から5年の間」ではない。